OBC サポート技術情報

OBC 定型文書

消費税申告書「付表5」の計算例

この資料は以下の製品について記述したものです。

・勘定奉行シリーズ全製品(勘定奉行太鼓判[個人編]を除く。)

【内 容】

本資料では、[消費税管理資料]-[申告用資料]-[書面申告]で印刷される「付表5」において、 その集計されてくる金額は、勘定奉行に入力したどの金額を集計してくるかを説明しています。 「付表5」は、仕入に係る消費税額の計算方法として簡易課税を採用しており、旧税(3%等)が含まれていない場合に添付します。

以下、記載例の付表5の金額が、勘定奉行のどこから集計されているかを説明します。

			課税期間	13	• 4	1~	14 •	3 · 31	氏名	又は	名称	O I	3 C商事	株式	式会社
		項						目			3	È			額
課	課税標準額に対する消費税額				(申告書②欄の金額) ①			3,840		円 40,000					
貸	貸倒回収に係る消費税額(申告書③欄の金額)②									160,000					
売	売上対価の返還等に係る消費税額(申告書⑤欄の金額) ③								380,000						
控	控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額(①+②-③) ④ 3,620,00								20,000						
	1 種類の事業の専業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%)														
	課稅	区	分		事	英 医分	別のほ	課税売.	上高(税拔	(き)	左位	の課税売上高	iに係る	消費税額
2	売上	事業区分別の	合計額(6)	፠ቝኇቔ	下事 定区分	分類へ	86, 9	500,		9 売上 3 割合	13		3, 4	円 60,000
種	高に	第一種事業(卸	売業)(D	98 v			1, 1	700,	000) 1.9	13			68,000
類	係る消	第二種事業(小	売業)	3	₩ "			3, 8	300,	000) 4.3	0		1	52,000
以上	費税	第三種事業(製造	b 業等)《	9	⊗ €			67, 9	500,	000	O 78. 0	(3)		2,7	00,000
_ の	額の	第四種事業(そ	の他) (9	₩ 0			4, 9	500,	000	5. 2	169		1	80,000
事	計算	第五種事業(サーー	ビス業等) (9	30 v			9, (000,	000) 10.4	0		3	60,000
業		控 除 対	象仕	入	税	額(の 計	上算	式	区	分	•	算	出	額
を営	原 ④ 〔	則 計 ×みなし仕入率 (個×90%+個×8	算 を 10%+450×		適 %+0	用 ena×6			る 6) / 6	場 31	合	13		2,4	円 69,969
찬	特	1種類の事業で (⑦/0	75%以上 ⑤・⑧/⑥	. (9/6)· @/	′®•(0/©)≧7			13			
事	例計	●×みなし仕2 (⑦+®) /		_						80%	6] /®	29		۷, ۵	34,000
業	算を	種 (⑦+⑨)/類 (⑦+⑩)/		-							6] /@ 6] /@	(1) (2)			2,548,228
者	適	の (②+①)/		_		(3×90						8			
တ	用す	事 (8+9)/	′®≧75% ′®≧75%	-		(1 0 × 80 (1 0 × 80	-				6] /@ 6] /@	29 29			2,549,902
場	9 පී	75 (8+0)/		_		(3 0 × 80						8			
合	場	% (9+ 0)/		—							6] /62	0			2,454,485
	合	上 (00+00)/		_							6] /@ 6] /@	(3) (3)			2,374,971
									- ·	- 1		80	※甲各書金類へ	2.5	49, 902
	- '/		or or or	5	4 ۱۲۰۰ س	, ry - 2 /40	111107	- 275 090				I		٥, ٥	10,000

注意 1 金額の計算においては、1円未満の頻繁を切り除てる。 2 解税売上付につき返品を受けては値引き・削減しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方決で経理して経費に含めている場合には、⑤から叩の欄にはその売上対価の返還等の金額(税数を)を簡称した後の金額を配入する。

課税標準額に対する消費税額(申告書 欄の金額)

[消費税計算書]の「課税標準額」欄の「消費税額(4.0%)」の金額を表示します。

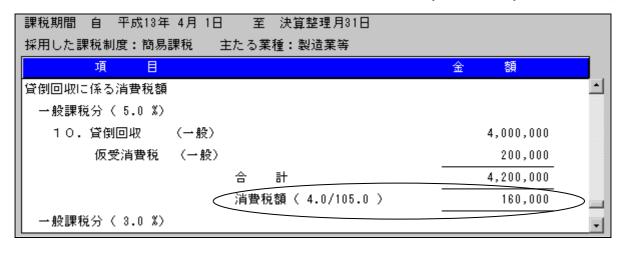
税区分「7」で登録された明細の金額を各事業区分ごとに集計し、その合計額に係る消費税額(国税4%分)を表示します。

課税期間 自 平成13年 4月 1日 至 決算整理月31日		
採用した課税制度:簡易課税 主たる業種:製造業等		
項目	金額	
課税標準額		
一般課税分 (5.0 %)		
第一種事業(卸売業)に係る課税売上高		
7. 売 上 (一般)	2,000,000	
仮受消費税 (一般)	100,000	
第二種事業(小売業)に係る課税売上高		
7. 売 上 (一般)	4,000,000	
仮受消費税 (一般)	200,000	
第三種事業(製造業等)に係る課税売上高		
7. 売 上 (一般)	75,000,000	
仮受消費税 (一般)	3,750,000	
第四種事業(その他)に係る課税売上高		
7. 売 上 (一般)	5,000,000	
仮受消費税 (一般)	250,000	
第五種事業(サービス業等)に係る課税売上高		
7. 売 上 (一般)	10,000,000	
仮受消費税 (一般)	500,000	
事業区分不明に係る課税売上高		
7. 売 上 (一般)	0	
仮受消費税 (一般)	0	
合 計	100,800,000	
対価の額(100/105.0)	96,000,000	
課税標準額	96,000,000	
消費税額(4.0 %)	3,840,000	•

貸倒回収に係る消費税額(申告書 欄の金額)

[消費税計算書]の「貸倒回収に係る消費税額」欄の「消費税額(4.0/105.0)」の金額を表示します。

税区分「10」で登録された明細の金額の合計額に係る消費税額(国税4%分)を表示します。



売上対価の返還等に係る消費税額(申告書 欄の金額)

[消費税計算書]の「返還等対価に係る税額」欄の「消費税額(4.0 %)」の金額を表示します。 税区分「8」で登録された明細の金額を各事業区分ごとに集計し、その合計額に係る消費税額(国 税4%分)を表示します。

課税期間 自 平成13年 4月 1日 至 決算整理月31日 採用した課税制度:簡易課税 主たる業種:製造業等		
項 日		
返還等対価に係る税額	212 674	_
一般課税分(5.0%)		
第一種事業(卸売業)に係る対価の返還等の金額		
8. 返 還 (一般)	300,000	
仮受消費税 (一般)	15,000	
第二種事業(小売業)に係る対価の返還等の金額		
8.返 還 (一般)	200,000	
仮受消費税 (一般)	10,000	
第三種事業(製造業等)に係る対価の返還等の金額		
8.返 還 (一般)	7,500,000	
仮受消費税 (一般)	375,000	
第四種事業(その他)に係る対価の返還等の金額		
8.返 還 (一般)	500,000	
仮受消費税 (一般)	25,000	
第五種事業(サービス業等)に係る対価の返還等の金額		
8.返 還 (一般)	1,000,000	
仮受消費税 (一般)	50,000	
事業区分不明に係る対価の返還等の金額		
8.返 還 (一般)	0	
仮受消費税 (一般)	0	
合 計	9,975,000	
消費税額(4.0/105.0)	380,000	•

控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額(+ -)

控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額を表示します。

上記との金額を加算し、の金額を控除した金額を表示します。

3,840,000 + 160,000 - 380,000 = 3,620,000

- 1種類の事業の専業者の場合[控除対象仕入税額] ×みなし仕入率
- 1種類の事業の専業者の場合(勘定奉行において、事業区分を1つの業種のみを使用した場合) の金額に別途計算された「みなし仕入率」を乗じた金額を表示します。本資料では、複数の業種を営んでいるため、この欄には金額は表示されません。

みなし仕入率は、[消費税計算書]のファンクションキー7「確認」から「消費税の算定基礎」 を表示させることにより確認できます。

次からせることにより確認しる						
税期間 自 平成13年 4月 1日						
用した課税制度:簡易課税	Eたる業種:製造業等	-				
肖費税の算定基礎						
課税売上高の事業別割合の計算】						
事 業 区 分	課税売上高	構成比	事業別消費税			
第一種事業(卸売業)	1,700,000	1.96%	68,000			
第二種事業(小売業)	3,800,000	4.39%	152,000			
第三種事業(製造業等)	67,500,000	78.03%	2,700,000			
第四種事業(その他)	4,500,000	5.20%	180,000			
第五種事業(サービス業等)	9,000,000	10.40%	360,000			
事業区分不明	0	0.00%	0			
みなし仕入率の計算】						
1.原則による計算			68.23%			
2. 一事業の課税売上高が全体の75%以上である場合の特例 70.00%						
3. 二事業の課税売上高の合計が	が全体の75%以上で	である場合の特例	可 70.43%			

各事業区分ごとの税抜純売上高の合計額を表示します。

以下で説明する から に表示される各金額の合計額を表示します。

1,700,000 + 3,800,000 + 67,500,000 + 4,500,000 + 9,000,000

= 86,500,000

第1種事業(卸売業)に該当する税抜純売上高の合計額を表示します。

上記 課税標準額に対する消費税額の第1種事業の税抜金額から、 売上対価の返還等に係る消費税額第1種事業の税抜金額を控除した金額を表示します。

2,000,000 - 300,000 = 1,700,000

第2種事業(小売業)に該当する税抜純売上高の合計額を表示します。

上記 課税標準額に対する消費税額の第1種事業の税抜金額から、 売上対価の返還等に係る消費税額第1種事業の税抜金額を控除した金額を表示します。

4,000,000 - 200,000 = 3,800,000

第3種事業(製造業等)に該当する税抜純売上高の合計額を表示します。

上記 課税標準額に対する消費税額の第1種事業の税抜金額から、 売上対価の返還等に係る消費税額第1種事業の税抜金額を控除した金額を表示します。

75,000,000 - 75,000 = 67,500,000

第4種事業(その他)に該当する税抜純売上高の合計額を表示します。

上記 課税標準額に対する消費税額の第1種事業の税抜金額から、 売上対価の返還等に係る消費税額第1種事業の税抜金額を控除した金額を表示します。

5,000,000 - 5,000 = 4,500,000

第5種事業(サービス業)に該当する税抜純売上高の合計額を表示します。

上記 課税標準額に対する消費税額の第1種事業の税抜金額から、 売上対価の返還等に係る消費税額第1種事業の税抜金額を控除した金額を表示します。

10,000,000 - 10,000 = 9,000,000

各事業区分ごとの消費税額(国税4%)合計額を表示します。

以下で説明するからに表示される各消費税額の合計額を表示します。

68,000 + 152,000 + 2,700,000 + 180,000 + 360,000 = 3,460,000

第1種事業(卸売業)に該当する消費税額(国税4%)の合計額を表示します。

上記 課税標準額に対する消費税額の第1種事業の消費税額から、 売上対価の返還等に係る消費税額第1種事業の消費税額を控除した金額を表示します。

 $(2,000,000 + 100,000) \times 4/105 - (300,000 + 15,000) \times 4/105$ = 80,000 - 12,000 = 68,000

第2種事業(小売業)に該当する消費税額(国税4%)の合計額を表示します。

上記 課税標準額に対する消費税額の第2種事業の消費税額から、 売上対価の返還等に係る消費税額第2種事業の消費税額を控除した金額を表示します。

 $(4,000,000 + 200,000) \times 4/105 - (200,000 + 10,000) \times 4/105$ = 160,000 - 8,000 = 152,000

第3種事業(製造業等)に該当する消費税額(国税4%)の合計額を表示します。

上記 課税標準額に対する消費税額の第3種事業の消費税額から、 売上対価の返還等に係る消費税額第3種事業の消費税額を控除した金額を表示します。

 $(75,000,000 + 3,750,000) \times 4/105 - (7,500,000 + 375,000) \times 4/105$ = 3,000,000 - 300,000 = 2,700,000

第4種事業(その他)に該当する消費税額(国税4%)の合計額を表示します。

上記 課税標準額に対する消費税額の第4種事業の消費税額から、 売上対価の返還等に係る消

費税額第4種事業の消費税額を控除した金額を表示します。

 $(5,000,000 + 250,000) \times 4/105 - (500,000 + 25,000) \times 4/105$ = 200,000 - 20,000 = 180,000

第5種事業(サービス業)に該当する消費税額(国税4%)の合計額を表示します。

上記 課税標準額に対する消費税額の第5種事業の消費税額から、 売上対価の返還等に係る消費税額第5種事業の消費税額を控除した金額を表示します。

 $(10,000,000 + 500,000) \times 4/105 - (1,000,000 + 50,000) \times 4/105$ = 400,000 - 40,000 = 360,000

原則計算を摘要する場合。 ×みなし仕入率

「 控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」に原則計算により計算したみなし仕入率を乗 じて算出した課税仕入に係る消費税額を表示します。

 $68,000 \times 0.9 + 152,000 \times 0.8 + 2,700,000 \times 0.7 + 180,000 + 0.6$ $360,000 \times 0.5 / 3,460,000 \times 3,620,000 = 2,469,969$

1種類の事業で75%以上

「事業区分別の合計額」のうちに、1種類のみの課税売上高の占める割合が、75%以上である場合の特例により計算された課税仕入に係る消費税額を表示します。

本資料の場合は、第三種事業が78.9%であるため、以下の金額が計算されます。

 $3,620,000 \times 0.7 = 2,534,000$

20~29 2種類の事業で75%以上

「事業区分別の合計額」のうちに、1種類のみの課税売上高の占める割合が、75%以上である場合の特例により計算された課税仕入に係る消費税額を表示します。

本資料の場合は、第三種事業のみで 75%を超えているので、第三種事業と他の4業種を足して7 5%以上に該当することとなり、以下の金額が計算されます。

21 第一種事業と第三種事業

 $3,620,000 \times [68,000 \times 0.9 + (3,460,000 - 68,000) \times 0.7$ / 3,460,000] = 2,548,228

24 第二種事業と第三種事業

 $3,620,000 \times [152,000 \times 0.8 + (3,460,000 - 152,000) \times 0.7$ / 3,460,000] = 2,549,902

27 第三種事業と第四種事業

 $3,620,000 \times [2,700,000 \times 0.7 + (3,460,000 - 2,700,000) \times 0.6$ / 3,460,000] = 2,454,485

28 第三種事業と第五種事業

 $3,620,000 \times [2,700,000 \times 0.7 + (3,460,000 - 2,700,000) \times 0.5$ / 3,460,000] = 2,374,971

30 控除対象仕入税額

~29 までの仕入に係る消費税額のうち、最も大きい金額が選択されます。本資料の場合では、 2種類の事業で75%以上の特例で、第二種事業と第三種事業のケース「2,549,902」が選択されます。

以上